

令和8年度

西淀工場自家用電気工作物点検業務委託

仕 様 書

契約期限

令和8年11月20日

大阪広域環境施設組合

1 委託名称	令和8年度西淀工場自家用電気工作物点検業務委託
2 契約期間	契約日～令和8年11月20日 ※業務実施期間：令和8年4月1日から令和8年11月20日 契約日から令和8年3月31日の間は準備期間とする。
3 業務場所 及び事業担当	大阪市西淀川区大和田2-5-68 大阪広域環境施設組合 西淀工場
4 業務概要	本業務は、大阪広域環境施設組合自家用電気工作物保安規程に基づき、受変電設備、負荷設備等の点検業務を行うもので、上記業務場所の年次精密点検を行うものである。
5 仕様	本仕様書及び図面に基づき実施する。
6 特記事項	本業務に関する法令、条例および規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。また、応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。
7 点検実施日	<u>令和8年10月4日(日) (予定)</u>

## 業務仕様

### 1. 業務内容

本点検業務委託の業務内容は、以下に示す項目を実施する。

#### [ 1 ] 絶縁抵抗測定

測定区分は別紙、「特別高圧回路絶縁抵抗測定区分」及び「高圧回路絶縁抵抗測定区分」に従い測定する。試験電圧は1,000Vとする。

#### [ 2 ] ケーブル絶縁試験

##### 1) 直流漏れ電流試験

別紙、「ケーブル絶縁試験リスト」に該当するケーブルの試験を行う。各芯線ごとに下記の直流電圧を7分間印加し、漏れ電流を自動記録する。  
ただし、1回目において、劣化の兆候があれば2回目は実施しない。

ケーブル種別	印加電圧
6kVケーブル ※	1回目 6kV   2回目 10kV

※TR-R 2次側～52S 1次側：バスダクト

#### [ 3 ] 真空しや断器精密点検

別紙、「真空しや断器精密点検機器リスト」に該当する真空しや断器の精密点検を行う。点検及び試験内容については、下記項目を実施することとし、その他必要な項目を実施する。

##### 1. 外観・作動確認

各部の損傷、腐食、発錆、車輪・フレームの損傷、インターロックの状態、操作回数計の状態等を確認する。また、しや断器に付着した塵埃等を清掃する。

##### 2. 極性点検

投入状態で消耗目安線の確認、全ストロークの確認、スプリングの状態、過熱の形跡、挿入時の接続状態、絶縁フレーム・ロッドの状態を確認し、緩みがある場合は増締めする。真空インタラプタのワイプ寸法を測定する。また、接触部の清掃と新グリスの塗布を行う。

##### 3. 操作機構点検

投入機構、しや断機構、開閉表示窓等の状態、その他損傷の有無を確認する。手動又は電動による「入」・「切」を行い、作動の良否並びに異常音の有無を点検する。断路部の可動・固定接触子の状態を確認する。また、リンク機構各部の点検及び注油を行う。

##### 4. 制御回路点検

配線の状態、制御開閉器の動作及び接触状態の確認。補助開閉器の接触状態の確認、引きはずしこイルの状態・断線の有無を確認する。

##### 5. 各種試験

開閉特性試験、真空度試験、絶縁抵抗測定等を行い、管理値以内であることを確認する。

##### 6. 盤点検

真空しや断器盤内の腐食、発錆等を点検し、盤内部の塵埃等を清掃する。また、断路部固定側接触子及びブッシングの状態等を確認し、接触子の清掃と新グリスの塗布を行う。

#### [ 4 ] 断路器精密点検

別紙、「断路器精密点検機器リスト」に該当する断路器の精密点検を行う。点検及び試験内容については、下記項目を実施することとし、その他必要な項目を実施する。

##### 1. 外観・作動確認

各部の損傷、腐食、発錆、ピン・フレームの損傷、操作安全スイッチの状態等を確認する。また、断路器に付着した塵埃等を清掃する。

##### 2. 極性点検

断路部の過熱の形跡、挿入時の接続状態、配線締付部の確認を行い、緩みがある場合は増締めする。また、接触部の清掃を行う。

##### 3. 操作機構点検

補助接点、端子台、シャッターコイルの状態、操作軸、ギヤーボックスその他損傷の有無、操作安全スイッチの動作を確認する。

手動又は電動による「入」・「切」を行い、作動の良否並びに異常音の有無を点検する。また、摺動部の注油を行う。

##### 4. 制御回路点検

- 配線の状態、押釦によるシャッター作動状態の確認。非常開放錠の作動確認を行う
5. 各種試験  
絶縁抵抗測定等を行い、管理値以内であることを確認する。
6. 盤点検  
断路器盤内の腐食、発錆等を点検し、盤内部の塵埃等を清掃する。

#### [ 5 ] 保護継電器試験

別紙、「保護継電器試験リスト」に該当する保護継電器の試験を行う。試験内容については、下記各継電器項目及びその他必要項目を行うものとする。

〈 高圧配電設備継電器 〉

##### 1. 過電流継電器試験

###### (1) 最小動作電流測定

使用整定値における限時及び瞬時要素※の最小動作電流を測定  
※瞬時要素がある型のみ

###### (2) 動作時間特性試験

使用整定値の150%、200%、300%、500%での動作時間を測定

###### (3) 連動試験

##### 2. 地絡方向継電器試験

###### (1) 電圧一電流特性

###### (2) 位相特性試験

###### (3) 動作時間特性試験

###### (4) クリーピング試験

###### (5) 連動試験

#### [ 6 ] 提出書類

##### 1. 別紙業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】のとおり。

様式については、本組合担当者又は大阪広域環境施設組合ホームページから入手すること。

〈ホームページアドレス〉<https://www.osaka-env-paa.jp/>

本組合ホームページ⇒入札契約情報⇒各種様式⇒提出書類一覧・様式⇒業務委託提出書類一覧・様式

##### 2. 自家用電気工作物点検結果報告書を1部提出すること。

#### [ 7 ] 業務委託写真

##### 1. 業務委託の各作業前・進行状況及び作業後の写真撮影し1部提出すること。

#### 2. その他

##### [ 1 ] 点検業務実施日

本点検業務の内、点検及び試験は令和8年10月4日(日) (予定)に実施する構内全停電日に全て行い、完了するものとする。

詳細については本組合員と協議のうえ実施する。

なお、他の業務の進捗等により復電時間が遅くなることがあるが、業務責任者は高圧しゃ断器の復電までは立会うこと。

#### [ 2 ] 停電及び復電操作

停電及び復電操作は、本組合員が行う。本点検業務の開始に当たっては、停電操作が完了した後、本組合員の指示により行うものとする。詳細については本組合員の指示に従うものとする。

#### [ 3 ] 事前打ち合わせ

構内全停電日には、低圧配電設備等において別途絶縁抵抗測定等を実施するため、事前に本組合員とよく打合せを行い、当日は安全作業に十分注意すること。

#### [ 4 ] 仮設電源

点検作業場所となる受変電室、配電盤室、変換器盤室、準備室、中央制御室、タービン発電機室の照明用仮設電源並びに保護継電器試験用仮設電源及び、本組合員用の更衣室食堂用電源については受注者が用意するものとする。

(合計目安容量は25kVA×1台、2kVA×1台)

上記仮設電源の配線作業は受注者が本組合員の指定する日時に行うものとし、配線ケーブル、配線用遮断器等配線器具についても受注者が用意すること。

ただし、本組合員用更衣室・食堂までの配線については、仮設電源設置箇所まで本組合員が行った上、受注者が上記発電機に接続することとする。

#### [ 5 ] 測定機器

点検及び試験に必要な照明、道工具および測定機器は受注者が準備すること。  
ただし、遮断器用リフターについては本組合が所有する備え付けのものを使用することができる。

測定機器（電圧・電流計、絶縁抵抗計、試験装置）については、点検日までに校正期限内の校正証明書を提出すること。

特別高圧回路絶縁抵抗測定区分

No.	測定区分
1	89R1～52R (受電用断路器2次側～遮断器1次側)
2	52R～89R2 (遮断器2次側～受電用断路器)
3	89R2～TR-R※3相一括 (受電用断路器～主变压器1次側)

高圧回路絶縁抵抗測定区分

No.	測定区分
1	TR-R～52S※3相一括 (受電用变压器2次側～遮断器1次側)
2	52TG～89TG (遮断器1次側～断路器2次側)
3	89TG・52S・52GTG～高圧母線
4	52F1～TR-F1※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)
5	52F2～TR-F2※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)
6	52F3～TR-F3※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)
7	52F4～TR-F4※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)
8	IDF1～VCS (遮断器2次側～開閉器1次側)
9	IDF2～VCS (遮断器2次側～開閉器1次側)
10	52HM1～VCS
11	52HM2～VCS
12	52HSC～SC用VCS (遮断器2次側～開閉器1次側)
13	52E1～TR-E1※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)
14	52E2～TR-E2※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)
15	52E3～TR-E3※3相一括 (遮断器2次側～变压器1次側)

## ケーブル絶縁試験リスト

No.	試験区分
1	TR-R 2次側～52S 1次側 ※3相一括
2	蒸気タービン発電機～52TG ※3相一括
3	52TG～89TG
4	非常用発電機～52GTG
5	52GTG～89GTG

真空しゃ断器精密点検機器リスト

No.	器具番号	製作会社名	器具形式	仕様	製造番号	製造年
1	52F1	明電舎	VBED-6540SC-F	定格電圧/電流 7.2kV/1200A 定格しゃ断電流 40kA (操作電源) DC100V	PN2207-3	1992
2	52F3	明電舎	VBED-6540SC-F	定格電圧/電流 7.2kV/1200A 定格しゃ断電流 40kA (操作電源) DC100V	PN2207-5	1992
3	52F4	明電舎	VBED-6540SC-F	定格電圧/電流 7.2kV/1200A 定格しゃ断電流 40kA (操作電源) DC100V	PN2207-6	1992
4	52HM1	明電舎	VBED-6540SC-F	定格電圧/電流 7.2kV/1200A 定格しゃ断電流 40kA (操作電源) DC100V	PN2207-7	1992
5	52HM2	明電舎	VBED-6540SC-F	定格電圧/電流 7.2kV/1200A 定格しゃ断電流 40kA (操作電源) DC100V	PN2207-8	1992
6	52HSC	明電舎	VBED-6540SC-F	定格電圧/電流 7.2kV/1200A 定格しゃ断電流 40kA (操作電源) DC100V	PN2207-9	1992

断路器精密点検機器リスト

No.	器具番号	製作会社名	器具形式	仕様	製造番号	製造年
1	89TG	明電舎	DCO-6123FC	定格電圧/電流 7.2kV/2000A (操作電源)DC100V	PN2457DS	1993
2	89GTG	明電舎	DCO-6123FC	定格電圧/電流 7.2kV/1200A (操作電源)DC100V	PN2208DS	1992

## 保護継電器試験リスト

### ＜ 高圧配電設備継電器 ＞

No.	継電器名称	器具番号	製作会社名	器具形式	製造番号	製造年
1	過電流継電器	51F1-R	明電舎	KIO-C6P	730-6	1992
2	過電流継電器	51F1-T	明電舎	KIO-C6P	803-40	1992
3	過電流継電器	51F3-R	明電舎	KIO-C6P	730-5	1992
4	過電流継電器	51F3-T	明電舎	KIO-C6P	730-3	1992
5	過電流継電器	51F4	明電舎	KIO-C6P	803-37	1992
6	過電流継電器	51HM1-R	明電舎	KIO-C6P	803-32	1992
7	過電流継電器	51HM1-T	明電舎	KIO-C6P	803-29	1992
8	過電流継電器	51HM2-R	明電舎	KIO-C6P	803-35	1992
9	過電流継電器	51HM2-T	明電舎	KIO-C6P	803-33	1992
10	過電流継電器	51HSC-R	明電舎	KIO-C6P	803-34	1992
11	過電流継電器	51HSC-T	明電舎	KIO-C6P	803-30	1992
12	地絡方向継電器	67GF1	明電舎	KIG-CFP	Y22-8	1992
13	地絡方向継電器	67GF3	明電舎	KIG-CFP	Y22-13	1992
14	地絡方向継電器	67GF4	明電舎	KIG-CFP	Y22-1	1992
15	地絡方向継電器	67GHM1	明電舎	KIG-CFP	Y22-6	1992
16	地絡方向継電器	67GHM2	明電舎	KIG-CFP	Y22-11	1992
17	地絡方向継電器	67GHSC	明電舎	KIG-CFP	Y22-7	1992

# 大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】

（令和6年4月1日 改正）

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく		様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	業務責任者通知書	1	契約締結後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。	様式-3
4	業務責任者変更通知書	1	変更後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-4
5	業務責任者経歴書 (当初・変更)	1	様式-3及び様式-4提出時	仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-5
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	様式-3及び様式-4提出時	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
7	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
8	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成	※
9	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託させようとするとき	【共通】 業務委託契約書第16条第2項による。	様式-16
10	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後遅滞なく	【共通】 業務委託契約書第16条第3項による。	様式-17
11	業務計画書	1	契約締結後15日以内	業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。	様式-18
12	業務打合せ書	1	打合せの都度	業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容をとりかわす書面。	様式-19
13	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
14	貸与品返納書	1	貸与品返納日	業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
15	事故報告書	1	事故発生後速やかに	業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。	様式-24
16	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	業務委託契約書第28条による。	様式-25
17	部分払(第回中間)検査願	1	出来高基準年月日以後 (検査希望日の10日前)	業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希望する場合。	様式-29
18	業務完了通知書	1	業務完了の日	業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
19	業務成果引渡書	1	引渡しの日	業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを行うとき。(※検査合格日)	様式-32
20	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する	様式-34
21	請求書	1	検査合格後速やかに	業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に基づき請求する場合。	様式-35

◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

## コンプライアンスに係る特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### (不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課  
(連絡先：06-6630-3185)

（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者）

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成26年制定。以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第13条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 【 再委託に係る特記仕様書 】

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 自家用電気工作物の点検業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 標準仕様書

## 第1章 総則一般

## 1-1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、委託により実施する本組合所轄の設備等の維持管理に係る各種の業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は標準業務委託の仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従う。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

## 1-2 提出書類

本組合に提出する書類は、「大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表（以下、「提出書類一覧表」という。）」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

## 1-3 業務責任者等

受注者は、業務責任者のほか、諸法規等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、履行中その者を所定の業務に従事させなければならない。

## 1-4 業務責任者等の証明について

- (1) 本業務委託において、業務責任者については、直接的な雇用関係にある自社社員でなければならない。
- (2) 上記を確認するため、「提出書類一覧表」に記載の「受注者に所属することを証する書類」届出書（当初・変更）に、公的に雇用関係を証するものの写しを添付し、期限内に提出する。

## (公的書類例)

- ・ 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・ 標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険における被保険者証
- ・ 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・ 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類

- (3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

## 1-5 関係法規等の遵守

受注者は、業務履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法その他関係法規を遵守する。

## 1-6 官公署等への手続

受注者は、業務履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続を、遅滞なく処理する。

## 1-7 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本組合の就業規則により定められた就労時間を原則とする。

- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要のある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 1-8 事故防止

- (1) 受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- (2) 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び監督職員に連絡し、その指示を受ける。

#### 1-9 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたる。
- (2) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓について注意する。

#### 1-10 損害賠償

- (1) 業務の不完全、作業の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、すべて受注者の負担と責任において損害賠償を行う。
- (2) 業務作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたる。

#### 1-11 業務委託写真

受注者は、業務写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は、監督職員が指示する。

#### 1-12 業務委託報告書

受注者は、業務内容、測定記録、試運転結果並びに考察を業務委託報告書としてとりまとめ、監督職員に提出する。

#### 1-13 検査

業務が完了したときは、改めて本組合関係者及び受注者立会いのうえ、完了検査を行う。

## 第2章 現 場 作 業 一 般 事 項

### 2-1 機器の運転、停止等

設備機器の運転、停止操作は、原則として本組合が行うか又は監督職員の承諾を得て受注者が行う。

### 2-2 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物等を損傷(塗装を含む)した場合は、監督職員の指示するおり受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

### 2-3 電力、水道水等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本組合が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。

なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者と打合わせのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行う。
- (2) 作業用電気は、指定する最寄差込コンセントより取り出し、漏電遮断器付作業用コードリール等を中継して使用する。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し、使用機器類等と中継する。電気の取り出し又は取り外しは電気工事士の資格を有する者が行う。

また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。

- (4) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものを使用することとし、必ずD種接地(アース)を施す。

### 2-4 あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

### 2-5 その他

作業の細部に関しては、監督職員と協議のうえ実施する。

### 第3章 安全管理

#### 3-1 一般事項

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守する。

#### 3-2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

##### (1) 連絡体制

##### (2) 資格を必要とする作業

ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏症等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）

イ クレーン（玉掛けを含む）作業

ウ 溶接作業

エ 足場組立作業

オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業

##### (3) 作業場所の区分

ア 維持管理範囲と輻湊する場所

イ 維持管理用通路の確保

ウ 資材置場

##### (4) 危険作業における安全措置

ア 高所作業

イ 上下作業

ウ 電気事故防止

エ 安全標識

オ 保護具の着用

##### (5) 仮設作業における安全措置

ア 作業用足場

イ 仮設配線、配管

ウ トラック、クレーン等

##### (6) 防火管理、喫煙場所の指定

##### (7) 交通安全

令和8年度 西淀工場自家用電氣工作物点検業務委託

明 細 書

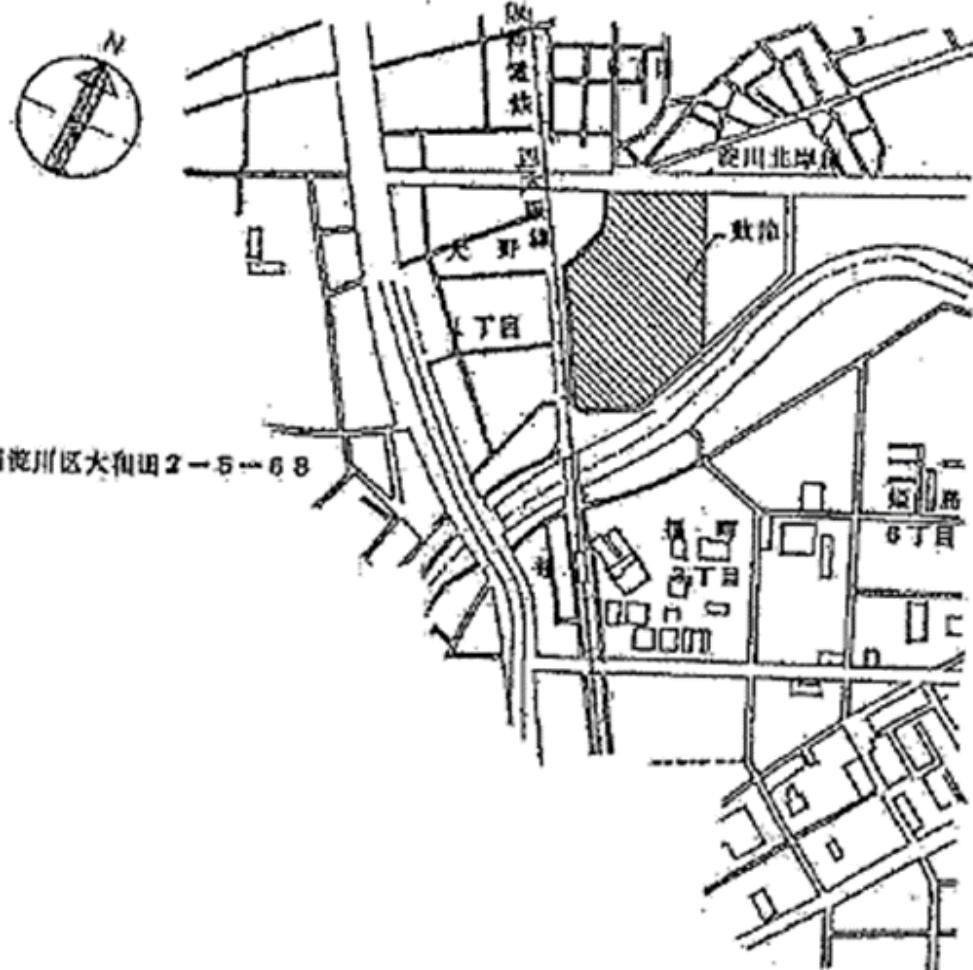
委 託 費 総 額

委 託 價 格

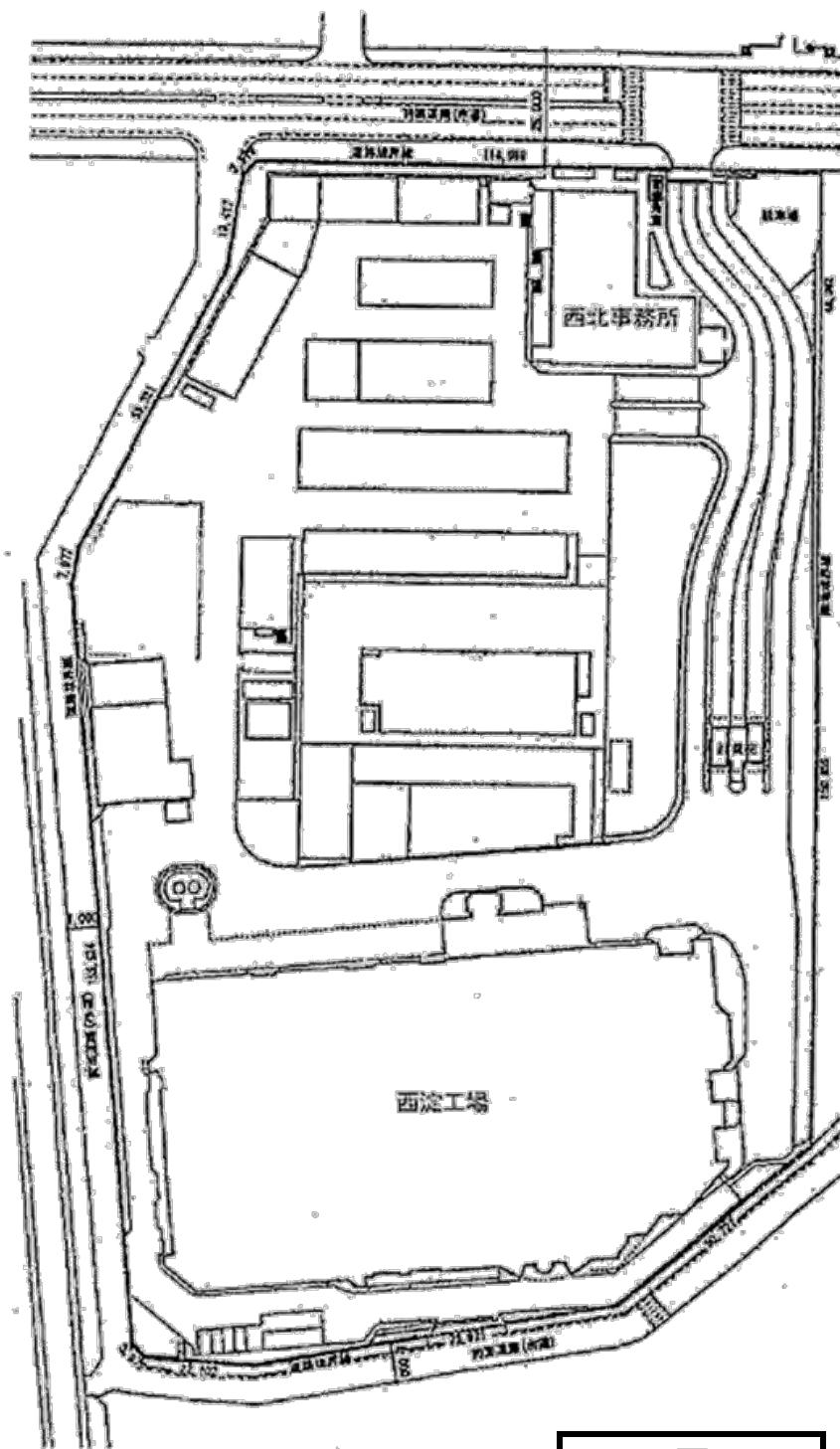
消費税及び  
地方消費税額

## 令和8年度 西淀工場自家用電氣工作物点検業務委託明細書

(単位: 円)



## 付近見取図



## 配置图



大阪広域環境施設組合 西淀工場	
称	令和8年度西淀工場自家用電気工作物点検業務委託
称	付近見取図
N.T.S.	令和7年12月
	番 号 1/4

